日本農林規格の見直しについて

「食用植物油脂」

食用植物油脂の日本農林規格の見直しについて(案)

平成21年6月23日農林水産省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条の規定及び「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」(平成17年8月農林物資規格調査会決定)に基づき、食用植物油脂の日本農林規格(昭和44年3月31日農林省告示第523号)について、標準規格の性格を有するものとして、消費者及び実需者に良質な製品を提供する観点から所要の見直しを行う。

2 内容

食用植物油脂の日本農林規格について、現在の製造の実情等を踏まえ、

- (1) 屈折率、よう素価、けん化価等の特性値について、現在の原料油脂の実態 に合わせて変更する
- (2)食用落花生油の規格について、格付実績のない落花生サラダ油の基準を削 除する
- (3) 脂肪酸に占めるオレイン酸の割合の測定方法について、分析妥当性が確認された方法を詳細に規定する

等の改正を行う。

食用植物油脂について

1 規格の位置づけ

食用植物油脂は、消費者及び実需者が使用しており、一定の品質が期待されることから標準が必要である。食用植物油脂の日本農林規格は「標準規格」として位置づけられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

認定製造業者数:48

食用植物油脂の格付数量の推移

(単位:トン)

				(—	
	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
食用サフラワー油	12,076	12, 584	11, 664	10, 089	10, 527
食用ぶどう油	42	178	193	208	146
食用大豆油	242, 544	229, 166	246, 779	268, 753	256, 179
食用ひまわり油	3, 672	3, 325	2, 934	2, 956	3, 557
食用とうもろこし油	30, 366	26, 741	28, 263	34, 986	30, 431
食用綿実油	5, 262	5, 566	4, 951	4, 849	4, 369
食用ごま油	39, 399	40, 724	41, 185	41, 915	39, 696
食用なたね油	455, 934	456, 360	453, 945	435, 535	451, 945
食用こめ油	63, 709	64, 061	63, 308	65, 835	67, 702
食用落花生油	328	320	302	279	223
食用オリーブ油	_	ı	_	ı	ı
食用パーム油	77, 197	67, 937	67, 653	69, 932	64, 648
食用パームオレイン	7, 010	11, 100	13, 570	17, 905	20, 690
食用パームステアリン	_	_	_	-	_
食用パーム核油	293	446	494	366	286
食用やし油	9, 767	7, 677	6, 272	7, 183	6, 512
食用調合油	374,067	350, 555	325, 261	295, 041	259, 945
香味食用油	1, 490	441	399	372	435
合 計	1, 323, 156	1, 277, 181	1, 267, 173	1, 256, 204	1, 217, 291

他法令での引用:特になし

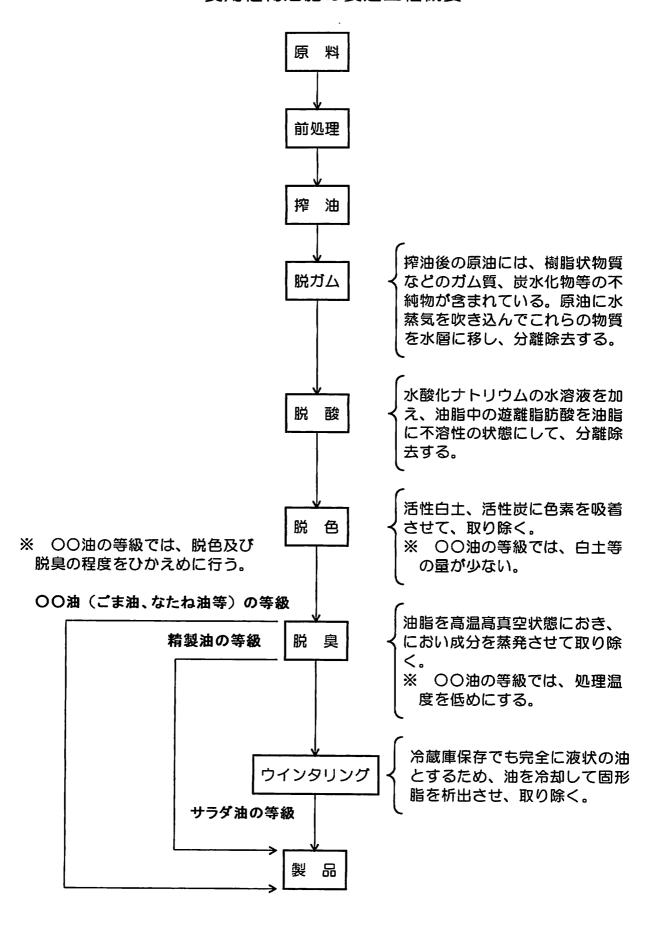
3 将来の見通し

格付数量に大きな変動はないと思われる。

4 国際的な規格の動向

コーデックス規格として、「名前の付いた植物油」(Named vegetable oils) 並びに「オリーブ油及びオリーブ粕油」(Olive oils and olive pomace oils) の規格があり、現在改正が検討されている。

食用植物油脂の製造工程概要



食用植物油脂の日本農林規格の改正概要

1 規格の改正

- ・ 屈折率、よう素価、けん化価等の特性値について、現在の原料油脂の実態に合わせて変更する。
- ・ 落花生油は凝固点が高いことからサラダ油に適さず、サラダ油の格付実績がないことから、食用落花生油の規格から落花生サラダ油の基準を削除する。
- ・ 業務用の製品にのみ使用可能な食品添加物について、現在ではメーカーが業務用として出荷した製品であっても業務用スーパー等で一般消費者が購入可能である等業務用と一般消費者用の区別が不明確となってきているため、業務用に係る限定を内容量が4kg以上の製品に改める。

第4条(食用ぶどう油の規格)

	区 分	改正案	現行
,	屈折率(25℃)	<u>1.472∼1.476</u> であること。	<u>1.473∼1.477</u> であること。

第6条(食用ひまわり油の規格)

区分	改正案	現 行
屈折率(25℃)	ハイリノレイック種の種子から採	ハイリノレイック種の種子から採
	取したものにあつては1.471~1.4	取したものにあつては1.471~1.4
	74、ハイオレイック種の種子から	74、ハイオレイック種の種子から
	採取したものにあつては <u>1.465~</u>	採取したものにあつては <u>1.467~</u>
	1.469、ハイリノレイック種の種	<u>1.471</u> 、ハイリノレイック種の種
	子から採取したものとハイオレイ	子から採取したものとハイオレイ
	ック種の種子から採取したものを	ック種の種子から採取したものを
	混合したものにあつては <u>1.465</u> ~	混合したものにあつては <u>1.467</u> ~
	1.474であること。	1.474であること。

第7条(食用とうもろこし油の規格)

区	分	改正案	現 行
よう	素価	103~ <u>135</u> であること。	103~ <u>130</u> であること。

第8条(食用綿実油の規格)

		改正案		現 行			
区分		綿実油	精製綿実油	綿実サラダ	綿実油	精製綿実油	綿実サラダ
				油			油
		(略)	(略)	<u>1.470~1.4</u>	1.469~	同左	同左
屈折率	(25°C)			<u>73</u> であるこ	1.472で		
				と。	あること。		

第9条(食用ごま油の規格)

区	分	改正案	現行
けん	化 価	<u>184∼193</u> であること。	<u>186∼195</u> であること。

第11条(食用こめ油の規格)

区	分	改正案	現行
比	重	<u>0.915∼0.921</u> であること。	<u>0.916∼0.922</u> であること。
(25°C/2	25°C)		
屈折率((25°C)	<u>1.469∼1.472</u> であること。	<u>1.470∼1.473</u> であること。

第14条(食用パーム油の規格)

区	分	改正案	現行
比	重	<u>0.897∼0.905</u> であること。	<u>0.900∼0.908</u> であること。
(40°C∕	25℃)		

第17条(食用パーム核油の規格)

区	分	改正案	現行
けん	化 価	<u>230</u> ~254であること。	<u>240</u> ~254であること。

第12条 (食用落花生油の規格)

		改正案			現 行		
区	分	落花生油	精製落花生	[削る。]	落花生油	精製落花生	落花生サラ
			油			油	ダ油

第3条(食用サフラワー油の規格)

(食用ぶどう油、食用大豆油、食用ひまわり油、食用とうもろこし油、食用綿実油、食用ごま油、食用なたね油、食用こめ油、食用落花生油、食用パーム油、食用パームオレイン及び食用調合油の規格で準用)

	C/ 14 1/-3 E 11 1	2/90TD C +2/11/	
区	分	改正案	現行
原	食品添加	次に掲げるもの以外のものを使用	次に掲げるもの以外のものを使用
材	物	していないこと。	していないこと。
料		1 酸化防止剤	1 酸化防止剤
		$d-\gamma$ ートコフェロール、 d	$d-\gamma$ ートコフェロール、 d
		- δ - トコフェロール及びミッ	- δ - トコフェロール及びミッ
		クストコフェロール(<u>それぞれ</u>	クストコフェロール(<u>業務用</u> の
		<u>内容量が4kg以上</u> の製品に使用	製品に使用する場合に限る。)
		する場合に限る。)	
		2 消泡剤	2 消泡剤
		シリコーン樹脂(内容量が4	シリコーン樹脂(<u>業務用</u> の製
		<u>kg以上</u> の製品に使用する場合に	品に使用する場合に限る。)
		限る。)	
		3 (略)	3 (略)

2 測定方法の改正(第21条)

脂肪酸に占めるオレイン酸の割合の測定方法について、分析妥当性が確認された方法を詳細に規定する。

	改	正	案		現	行
	脂の日本農林規格				脂の日本農林規格	
(適用の範囲)				(適用の範囲)		
第1条 (略)				7,7		どう油、食用大豆油、食用ひまわり油、食用とうも
						a油、食用こめ油、食用落花生油、食用オリーブ油
						ームステアリン、食用パーム核油、食用やし油、食
				/	味食用油に適用する。	
(定義)				(定義)		
第2条 (略)					において、次の表の左欄に掲げる	る用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとお
				りとする。		V.
				用語	定	義
				食用サフラワー		た油であつて、食用に適するよう処理したものを
				油	いう。	at be an A FELL Street of the Arms to the
						であつて、食用に適するよう処理したものをいう。
						食用に適するよう処理したものをいう。
				食用ひまわり油		由であつて、食用に適するよう処理したものをい
				会田 しるま ファ	う。	反した油であつて、食用に適するよう処理したも
				食用とうもろこ	とりもろこしのはい牙がら採り	以した祖であつく、良用に適りるより処理したも
				- · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		つて、食用に適するよう処理したものをいう。
						食用に適するよう処理したものをいう。
						いら採取した油であつて、食用に適するよう処理
				及川なたね畑	したものをいう。	アの休取した曲であって、長川に過するようだ柱
				食用こめ油		って、食用に適するよう処理したものをいう。
						て、食用に適するよう処理したものをいう。
						曲であつて、食用に適するよう処理したものをい
) j	1, 50, 11, 50, 11, 12, 13, 13, 13, 13, 13, 13, 13, 13, 13, 13
				食用パーム油		であつて、食用に適するよう処理したものをいう。
				食用パームオレ	パームの果肉から採取した油に	こ溶剤等を加え、又は加えないで冷却した後、こ
				イン	れを滴下式、ろ過式又は遠心式	式による分離操作を行つて分離し、かつ、食用に
					適するよう処理したもののうな	っ、よう素価が56以上であるものをいう。
				食用パームステ	パームの果肉から採取した油に	こ溶剤等を加え、又は加えないで冷却した後、こ
				アリン	れを滴下式、ろ過式又は遠心式	式による分離操作を行つて分離し、かつ、食用に
					適するよう処理したもののうち	ち、よう素価が48以下であるものをいう。
				食用パーム核油	パーム核から採取した油であっ	つて、食用に適するよう処理したものをいう。
				食用やし油	コプラから採取した油であつて	て、食用に適するよう処理したものをいう。

(食用サフラワー油の規格)

第3条 食用サフラワー油の規格は、次のとおりとする。

区分	基	準
	ーニーニーニー ディスティー	サフラワーサラダ油
一般状態	(略)	(略)
色	(略)	(略)
水分及びきよう 雑物	(脚各)	(略)
比重 $\left(\begin{array}{c} 25 \\ - \\ 25 \end{array}\right)$	(略各)	(略)
屈折率(25℃)	(略)	(略)
冷却試験	(略)	(略)
酸価	(略)	(略)
けん化価	(略)	(略)
よ う 素 価	(略)	(略)

食用調合油	食用植物油脂に属する油脂(香味食用油を除く。)のうちいずれか2以上の油
	を調合した油をいう。
香味食用油	食用植物油脂に属する油脂に香味原料(香辛料、香料又は調味料)等を加えた
	ものであつて、調理の際に当該香味原料の香味を付与するものをいう。

(食用サフラワー油の規格)

第3条 食用サフラワー油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基	準
	精製サフラワー油	サフラワーサラダ油
一般状態	清澄で、香味良好であること。	清澄で、舌ざわりよく香味良好であること。
色	特有の色であること。	黄20以下、赤2.0以下であること。 (ロビボンド法133.4mmセル)
水分及びきよう 雑物	0.10%以下であること。	同 左
比重 $\left(\frac{25}{25} $	ハイリノレイック種の種子から採取したものにあつては0.919~0.924、ハイオレイック種の種子から採取したものにあつては0.910~0.916、ハイリノレイック種の種子から採取したものとハイオレイック種の種子から採取したものを混合したものにあつては0.910~0.924であること。 ハイリノレイック種の種子から採取し	同左
	たものにあつては1.473~1.476、ハイオレイック種の種子から採取したものにあつては1.466~1.470、ハイリノレイック種の種子から採取したものとハイオレイック種の種子から採取したものを混合したものにあつては1.466~1.476であること。	
冷却試験	_	5時間30分清澄であること。
酸価	0.20以下であること。	0.15以下であること。
けん化価	186~194であること。	同左
よう素価	ハイリノレイック種の種子から採取したものにあつては136~148、ハイオレイック種の種子から採取したものにあつては80~100、ハイリノレイック種の種子から採取したものとハイオレイック種の種子から採取したものを混合したものにあつては80~148であるこ	同左

不	けん化物	(略)	(略)
脂腫	方酸に占める	(略)	(略)
オル	/イン酸の割		
合			
原	食品添加物	(略)	
材	以外の原材		
料	料		
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。	
		1 酸化防止剤	
		$d-\gamma-$ トコフェロール、 $d-\delta-$ トコフェロール及びミックストコフェ	
		ロール (それぞれ内容量が 4 kg以上の製品に使用する場合に限る。)	
		2 消泡剤	
		シリコーン樹脂(<u>内容量が4kg以上</u> の製品に使用する場合に限る。)	
		3 (略)	
内	容 重 量	量 (略)	

(食用ぶどう油の規格)

第4条 食用ぶどう油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基	準
	精製ぶどう油	ぶどうサラダ油
一般状態	(略)	(略)
色	(略)	(略)
水分及びきよう 雑物	(略)	(服各)
比重 $\left(\begin{array}{c} 25 \\ - \\ 25 \end{array}\right)$	(服各)	(既各)
屈折率 (25℃)	<u>1.472~1.476</u> であること。	(略)
冷却試験	(略)	(略)
酸価	(略)	(略)
けん化価	(略)	(略)
よう素価	(略)	(略)
不けん化物	(略)	(略)
原 食品添加物	(略)	
材 以外の原材		
料料		
食品添加物	(略)	_

1		と。	
不	けん化物	1.0%以下であること。 同左	
脂肪	方酸に占める	ハイオレイック種の種子から採取した 同 左	
オル	/イン酸の割	ものにあつては70%以上であること。	
合			
原	食品添加物	サフラワー油以外のものを使用していないこと。	
材	以外の原材		
料	料		
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。	
		1 酸化防止剤	
		$d-\gamma-$ トコフェロール、 $d-\delta-$ トコフェロール及びミックストコフェ	
		ロール(<u>業務用</u> の製品に使用する場合に限る。)	
		2 消泡剤	
		シリコーン樹脂(<u>業務用</u> の製品に使用する場合に限る。)	
		3 強化剤	
		$d-\alpha-$ トコフェロール及びミックストコフェロール	
内	容 重 量	表示重量に適合していること。	

(食用ぶどう油の規格)

第4条 食用ぶどう	う油の規格は、次のとおりとする。	
区 分	基	準
	精製ぶどう油	ぶどうサラダ油
一般状態	おおむね清澄で、香味良好であること。	清澄で、舌ざわりよく香味良好である
		こと。
色	特有の色であること。	黄30以下、赤3.0以下であること。
		(ロビボンド法133.4mmセル)
水分及びきよう	0.10%以下であること。	同 左
雑物		
(25)	0.918~0.923であること。	同左
比重 一℃		
25		
屈折率 (25℃)	<u>1.473∼1.477</u> であること。	同 左
冷却試験	_	5時間30分清澄であること。
酸価	0.20以下であること。	0.15以下であること。
けん化価	188~194であること。	同 左
よう素価	128~150であること。	同 左
不けん化物	1.5%以下であること。	同左
原 食品添加物	ぶどう油以外のものを使用していないこ	_ と。
材以外の原材		
料料		
食品添加物	前条の規格の食品添加物と同じ。	

| 内 容 重 量 | (略) (食用大豆油の規格)

第5条 (略)

(食用ひまわり油の規格)

第6条 食用ひまわり油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基	準
	精製ひまわり油	ひまわりサラダ油
一般状態	(略)	(略)
色	(略)	(略)
水分及びきよう 雑物	(略)	(略)
比重 $\left(\begin{array}{c} 25 \\ - \\ 25 \end{array}\right)$	(略)	(略)

| | 内 容 重 量 表示重量に適合していること。

第5条 食用大豆油の規格は、次のとおりとする。

50米 段用人豆佃の規格は、次のとわりとりる。			
Þ	分	基	準
		精製大豆油	大豆サラダ油
_	般状態	清澄で、香味良好であること。	清澄で、舌ざわりよく、香味良好であ
			ること。
	色	特有の色であること。	黄25以下、赤2.5以下であること。
			(ロビボンド法133.4mmセル)
水ケ	分及びきよう	0.10%以下であること。	同 左
雑物	'n		
	(25	0.916~0.922であること。	同 左
比重	<u>i</u> − °C		
	$\binom{25}{25}$		
屈抄	斤率(25℃)	1.472~1.475であること。	同 左
冷	却 試 験		5時間30分清澄であること。
酸	価	0.20以下であること。	0.15以下であること。
け	ん 化 価	189~195であること。	同 左
ょ	う素価	124~139であること。	同 左
不	けん化物	1.0%以下であること。	同 左
原	食品添加物	大豆油以外のものを使用していないこと	ب ا- °
材	以外の原材		
料	料		
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。	
内	容 重 量	表示重量に適合していること。	

(食用ひまわり油の規格)

第6条 食用ひまわり油の規格け 次のとおりとする

弗り条 食用ひまれ	つり佃の規格は、伙のとおりとする。	
区 分	基	準
	精製ひまわり油	ひまわりサラダ油
一般状態	清澄で、香味良好であること。	清澄で、舌ざわりよく香味良好である
		こと。
色	特有の色であること。	黄20以下、赤2.0以下であること。
		(ロビボンド法133.4mmセル)
水分及びきよう	0.10%以下であること。	同左
雑物		
$\binom{25}{}$	ハイリノレイック種の種子から採取し	同 左
比重 一℃	たものにあつては0.915~0.921、ハイ	
25	オレイック種の種子から採取したもの	
	にあつては0.909~0.915、ハイリノレ	
	イック種の種子から採取したものとハ	

1		
屈折率 (25℃)	ハイリノレイック種の種子から採取した	(略)
/H 1/1 (2 ° °)	ものにあつては1.471~1.474、ハイオレ	(VII)
	イック種の種子から採取したものにあつ	
	ては <u>1.465~1.469</u> 、ハイリノレイック種	
	の種子から採取したものとハイオレイッ	
	ク種の種子から採取したものを混合した	
	ものにあつては1.465~1.474であること。	
	$600(-800)(1.400)^{-1}.474(800)=2.$	
冷却試験	/ m/z \	/ m/z \
	(略)	(略)
酸価	(略)	(略)
けん化価	(略)	(略)
よう素価	(略)	(略)
不けん化物	(略)	(略)
脂肪酸に占める	(略)	(略)
オレイン酸の割		
合		
原食品添加物	(略)	
材以外の原材		
料料		
食品添加物	(略)	
内 容 重 量	(略)	
	こし油の規格)	

(食用とうもろこし油の規格)

第7条 食用とうもろこし油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基	準
	精製とうもろこし油	とうもろこしサラダ油

•		i		
	イオレイック種の種子から採取したも			
	のを混合したものにあつては0.909~0			
	. 921であること。			
屈折率 (25℃)	ハイリノレイック種の種子から採取し	同左		
	たものにあつては1.471~1.474、ハイ			
	オレイック種の種子から採取したもの			
	にあつては <u>1.467~1.471</u> 、ハイリノレ			
	イック種の種子から採取したものとハ			
	イオレイック種の種子から採取したも			
	のを混合したものにあつては <u>1.467</u> ~1			
	. 474であること。			
冷却試験	_	5時間30分清澄であること。		
酸価	0.20以下であること。	0.15以下であること。		
けん化価	ハイリノレイック種の種子から採取し	同左		
	たものにあつては188~194、ハイオレ			
	イック種の種子から採取したもの及び			
	ハイリノレイック種の種子から採取し			
	たものとハイオレイック種の種子から			
	採取したものを混合したものにあつて			
	は182~194であること。			
よう素価	ハイリノレイック種の種子から採取し	同 左		
	たものにあつては120~141、ハイオレ			
	イック種の種子から採取したものにあ			
	つては78~90、ハイリノレイック種の			
	種子から採取したものとハイオレイッ			
	ク種の種子から採取したものを混合し			
	たものにあつては78~141であること。			
不けん化物	1.5%以下であること。	同 左		
脂肪酸に占める	ハイオレイック種の種子から採取した	同左		
オレイン酸の割	ものにあつては75%以上であること。			
合				
原 食品添加物	ひまわり油以外のものを使用していない	へこと。		
材 以外の原材				
料料				
食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。			
内 容 重 量	表示重量に適合していること。			
(食用とうもろこし油の規格)				

第7条 食用とうもろこし油の規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
		精製とうもろこし油	とうもろこしサラダ油

一般状態	(略)	(略)
色	(略)	(略)
水分及びきよう	(略)	(略)
雑物		
(25)	(略)	(略)
比重 — ℃		
$ {25}$		
屈折率 (25℃)	(略)	(略)
冷却試験	(略)	(略)
酸価	(略)	(略)
けん化価	(略)	(略)
よう素価	103~ <u>135</u> であること。	(略)
不けん化物	(略)	(略)
原 食品添加物	(略)	
材 以外の原材		
料料		
食品添加物	(略)	
内 容 重 量	(略)	

(食用綿実油の規格)

第8条 食用綿実油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基		準
	綿実油	精製綿実油	綿実サラダ油
一般状態	(略)	(略)	(略)
色	(略)	(略)	(略)
水分及びきよう 雑物	(略)	(略)	(略)
比重 $\left(\begin{array}{c} 25 \\ - \\ 25 \end{array}\right)$	(報答)	(略)	(略)
屈折率 (25℃)	(略)	(略)	1.470~1.473であるこ と。
冷却試験	(略)	(略)	(略)
酸価	(略)	(略)	(略)
けん化価	(略)	(略)	(略)

一般状態	清澄で、香味良好であること。	清澄で、舌ざわりよく、香味良好であ ること。
色	特有の色であること。	黄35以下、赤3.5以下であること。
		(ロビボンド法133.4mmセル)
水分及びきよう	0.10%以下であること。	同 左
雑物		
(25)	0.915~0.921であること。	同 左
比重 一℃		
25		
屈折率 (25℃)	1.471~1.474であること。	同 左
冷却試験	_	5時間30分清澄であること。
酸価	0.20以下であること。	0.15以下であること。
けん化価	187~195であること。	同 左
よう素価	103~ <u>130</u> であること。	同左
不けん化物	2.0%以下であること。	同 左
原 食品添加物	とうもろこし油以外のものを使用してい	いないこと。
材 以外の原材		
料料		
食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。	
内 容 重 量	表示重量に適合していること。	

(食用綿実油の規格)

第8条 食用綿実油の規格は、次のとおりとする。

A CAMBA CHARACTER OF CAPACITY			
区 分	基		準
	綿実油	精製綿実油	綿実サラダ油
一般状態	おおむね清澄で、香味良	清澄で、香味良好である	清澄で、舌ざわりよく、
	好であること。	こと。	香味良好であること。
色	特有の色であること。	同 左	黄35以下、赤3.5以下で
			あること。(ロビボンド
			法133.4mmセル)
水分及びきよう	0.20%以下であること。	0.10%以下であること。	同 左
雑物			
比重 $\left(\begin{array}{c} 25 \\ - \\ 25 \end{array}\right)$	0.916~0.922であること。	同左	同左
屈折率 (25℃)	1.469~1.472であること。	同左	同 左
冷却試験	_	_	5時間30分清澄であるこ
			と。
酸価	0.50以下であること。	0.20以下であること。	0.15以下であること。
けん化価	190~197であること。	同左	同左

ょ	う素価	(略)	(略)	(略)
不	けん化物	(略)	(略)	(略)
原	食品添加物	(略)		
材	以外の原材			
料	料			
	食品添加物	(略)		
内	容 重 量	(略)		

(食用ごま油の規格)

第9条 食用ごま油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基		準
	ごま油	精製ごま油	ごまサラダ油
一般状態	(略)	(四各)	(略)
色	(略)	(略)	(略)
水分及びきよう 雑物	(略)	(略)	(略)
比重 $\left(\begin{array}{c} 25 \\ - \\ 25 \end{array}\right)$	(略)	(略)	(野各)
屈折率 (25℃)	(略)	(略)	(略)
冷却試験	(略)	(略)	(略)
酸価	(略)	(略)	(略)
けん化価	<u>184~193</u> であること。	(略)	(略)
よう素価	(略)	(略)	(略)
不けん化物	(略)	(略)	(略)
原 食品添加物	(略)		
材 以外の原材			
料料			
食品添加物	(略)		
内容重量	(略)		

(食用なたね油の規格)

第10条 (略)

ょ	う素価	102~120であること。	同左	105~123であること。
不	けん化物	1.5%以下であること。	同左	同左
原	食品添加物	綿実油以外のものを使用していないこと。		
材	以外の原材			
料	料			
	食品添加物	第3条の規格の食品添加物	かと同じ。	
内	容 重 量	表示重量に適合しているこ	- と。	

(食用ごま油の規格)

第9条 食用ごま油の規格は、次のとおりとする。

第9条 食用こま油の規格は、次のとおりとする。			
区 分	基		準
	ごま油	精製ごま油	ごまサラダ油
一般状態	いりごま特有の香味を有	清澄で、香味良好である	清澄で、舌ざわりよく、
	し、おおむね清澄である	こと。	香味良好であること。
	こと。		
色	特有の色であること。	同 左	黄25以下、赤3.5以下で
			あること。(ロビボンド
			法133.4mmセル)
水分及びきよう	0.25%以下であること。	0.10%以下であること。	同 左
雑物			
(25)	0.914~0.922であること。	同 左	同 左
比重 - ℃			
25			
屈折率 (25℃)	1.470~1.474であること。	同 左	同 左
冷却試験	_		5時間30分清澄であるこ
			と。
酸価	4.0以下であること。	0.20以下であること。	0.15以下であること。
けん化価	<u>186∼195</u> であること。	同 左	同 左
よう素価	104~118であること。	同 左	同 左
不けん化物	2.5%以下であること。	2.0%以下であること。	同 左
原 食品添加物	ごま油以外のものを使用していないこと。		
材 以外の原材			
料料			
食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。		
内 容 重 量	表示重量に適合していること。		
(本田かたも油の田板)			

(食用なたね油の規格)

第10条 食用なたね油の規格は、次のとおりとする。

区	分	•	基		準
		ĺ	なたね油	精製なたね油	なたねサラダ油
一般	状	態	なたね特有の香味を有し	清澄で、香味良好である	清澄で、舌ざわりよく、
			、清澄であること。	こと。	香味良好であること。

(食用こめ油の規格)

第11条 食用こめ油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基	準
	精製こめ油	こめサラダ油
一般状態	(略)	(略)
色	(略)	(略)
水分及びきよう 雑物	(略)	(略)
比重 $\left(\begin{array}{c} 25 \\ - \\ 25 \end{array}\right)$	<u>0.915∼0.921</u> であること。	(略)
屈折率 (25℃)	<u>1.469∼1.472</u> であること。	(略)
冷却試験	(略)	(略)
酸価	(略)	(略)
けん化価	(略)	(略)
よう素価	(略)	(略)
不けん化物	(略)	(略)
原 食品添加物	(略)	

色	特有の色であること。	同左	黄20以下、赤2.0以下で			
			あること。(ロビボンド			
			法133.4mmセル)			
水分及びきよう	0.20%以下であること。	0.10%以下であること。	同 左			
雑物						
(25)	0.907~0.919であること。	同 左	同 左			
比重 — ℃						
(25)						
屈折率 (25℃)	1.469~1.474であること。	同 左	同 左			
冷却試験	_	_	5時間30分清澄であるこ			
			と。			
酸価	2.0以下であること。	0.20以下であること。	0.15以下であること。			
けん化価	169~193であること。	同 左	同 左			
よう素価	94~126であること。	同 左	同 左			
不けん化物	1.5%以下であること。	同 左	同 左			
原 食品添加物	なたね油以外のものを使用	用していないこと。				
材 以外の原材						
料料						
食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。					
内 容 重 量						

(食用こめ油の規格)

第11条 食用こめ油の規格は、次のとおりとする。

日の規格は、次のとおりとする。	
基	準
精製こめ油	こめサラダ油
清澄で、香味良好であること。	清澄で、舌ざわりよく、香味良好であ
	ること。
特有の色であること。	黄35以下、赤4.0以下であること。
	(ロビボンド法133.4mmセル)
0.10%以下であること。	同左
<u>0.916∼0.922</u> であること。	同左
<u>1.470∼1.473</u> であること。	同左
_	5 時間30分清澄であること。
0.20以下であること。	0.15以下であること。
180~195であること。	同 左
92~115であること。	同 左
4.5%以下であること。	3.5%以下であること。
こめ油以外のものを使用していないこと	- 0
	精製こめ油 清澄で、香味良好であること。 特有の色であること。 0.10%以下であること。 0.916~0.922であること。 0.90以下であること。 - 0.20以下であること。 180~195であること。 92~115であること。 4.5%以下であること。

材料	以外の原材 料	
	食品添加物	(略)
内	容 重 量	(略)

(食用落花生油の規格)

第12条 食用落花生油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基		準		
	落花生油	精製落花生油	[削る。]		
一般状態	(略)	(略)	[削る。]		
色	(略)	(略)	[削る。]		
水分及びきよう	(略)	(略)	[削る。]		
雑物					
(25)	(略)	(略)	[削る。]		
比重 $\left(\begin{array}{c} 25 \\ - \\ 25 \end{array}\right)$					
屈折率 (25℃)	(略)	(略)	[削る。]		
[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]		
酸価	(略)	(略)	[削る。]		
けん化価	(略)	(略)	[削る。]		
よう素価	(略)	(略)	[削る。]		
不けん化物	(略)	(略)	[削る。]		
原 食品添加物	(略)				
材 以外の原材					
料料					
食品添加物	(略)				
内 容 重 量	(略)				

(食用オリーブ油の規格)

第13条 (略)

	材 料	以 <i>外</i> 料	卜 の原	京材	
		食品	1添力	旧物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
ſ	内	容	重	量	表示重量に適合していること。

(食用落花生油の規格)

第12条 食用落花生油の規格は、次のとおりとする。

B12条 食用洛化生油の規格は、次のとおりとする。					
区 分	基		準		
	落花生油	精製落花生油	落花生サラダ油		
一般状態	落花生特有の香味を有し	50℃においておおむね清	<u>50℃においておおむね清</u>		
	、50℃においておおむね	澄で、香味良好であるこ	澄で、舌ざわりよく、香		
	清澄であること。	と。	<u>味良好であること。</u>		
色	特有の色であること。	同 左	黄20以下、赤2.0以下で		
			あること。(ロビボンド		
			<u>法133.4mmセル)</u>		
水分及びきよう	0.20%以下であること。	0.10%以下であること。	同左		
雑物					
(25)	0.910~0.916であること。	同 左	同 左		
比重 一℃					
25					
屈折率 (25℃)	1.468~1.471であること。	同 左	同 左		
冷却 試験	<u>-</u>	<u>–</u>	5 時間30分清澄であるこ		
			<u>と。</u>		
酸価	0.50以下であること。	0.20以下であること。	<u>0.15以下であること。</u>		
けん化価	188~196であること。	同 左	同 左		
よう素価	86~103であること。	同 左	同 左		
不けん化物	1.0%以下であること。	同 左	同 左		
原食品添加物	落花生油以外のものを使用していないこと。				
材 以外の原材					
料料					
食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。				
内 容 重 量	表示重量に適合していること。				
(A EL 19 891 - 1914)					

(食用オリーブ油の規格)

第13条 食用オリーブ油の規格は、次のとおりとする。

	区 分	基	準	
		オリーブ油	精製オリーブ油	
	一般状態	オリーブ特有の香味を有し、おおむね	おおむね清澄で、香味良好であること。	
		清澄であること。		
	色	特有の色であること。	同 左	
	水分及びきよう	0.30%以下であること。	0.15%以下であること。	
l	雑物			

(食用パーム油の規格)

第14条 食用パーム油のうち精製パーム油の規格は、次のとおりとする。

カルス	. 及/11/	4個のプラ明教/・ 4個の残俗は、外のと	.40 / C / 20			
X	分	基	準			
-	般状態	(略)				
	色	(略)				
水分	及びきよう	(略)				
雑物	J					
	(40)	<u>0.897~0.905</u> であること。				
比重	$ - \infty $					
	$\binom{25}{25}$					
屈折	·率 (40°C)	(略)				
酸	価	(略)				
け	ん 化 価	(略)				
ょ	う素価	(略)				
不!	ナん化物	(略)				
原	食品添加物	(略)				
材	以外の原材					
料	料					
	食品添加物	(略)				
内	容 重 量	(略)				
	(食用は、ルオレインの相枚)					

(食用パームオレインの規格)

第15条 (略)

比重	i i i	0.907~0.913であること。	同左		
屈护	∱率(25℃)	1.466~1.469であること。	同 左		
酸	価	2.0以下であること。	0.60以下であること。		
け	ん 化 価	184~196であること。	同 左		
ょ	う素価	75~94であること。	同 左		
不	けん化物	1.5%以下であること。	同 左		
原	食品添加物	オリーブ油以外のものを使用していない	いこと。		
材	以外の原材				
料	料				
	食品添加物	使用していないこと。			
内	容 重 量	表示重量に適合していること。			

(食用パーム油の規格)

第14条 食用パーム油のうち精製パーム油の規格は、次のとおりとする。

免14米 及用八、	ム曲のプラ相表へ、石曲の尻俗は、外のこわりこりる	0			
区 分	基	準			
一般状態	50℃において清澄で、香味良好であること。				
色	特有の色であること。				
水分及びきよう	0.10%以下であること。				
雑物					
比重 $\left(\begin{array}{c} 40 \\ - \\ 25 \end{array}\right)$	<u>0.900∼0.908</u> であること。				
屈折率 (40℃)	1.457~1.460であること。				
酸価	0.20以下であること。				
けん化価	190~209であること。				
よう素価	50~55であること。				
不けん化物	1.0%以下であること。				
原 食品添加物	パーム油以外のものを使用していないこと。				
材 以外の原材					
料料					
食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。				
内 容 重 量	表示重量に適合していること。				
(食用パートオレインの担格)					

(食用パームオレインの規格)

第15条 食用パームオレインの規格は、次のとおりとする。

٠,	*	~	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	区	分	基	準
	一 般	状 態	40℃において清澄で、香味良好であること。	
	水分及びきよう		0.10%以下であること。	
	雑物			
	(40	0.900~0.907であること。	

(食用パームステアリンの規格)

第16条 食用パームステアリンの規格は、次のとおりとする。 区分 基

	区 分		基	準
묘	1	般状態	(略)	
質	質 水分及びき よう雑物 比重 (60		(略)	
			(略)	
	屈扣	斤率(60	(略)	
	\mathbb{C})			
	上	昇 融 点	(略)	
	けん化価		(略)	
	ょ	う素価	(略)	
	不じ	けん化物	(略)	
	酸	価	(略)	
		後化物価	(略)	
	原	食品添	(略)	
	材			
	料	外の原		
		材料		
		食品添	(略)	
		加物		

比重	
屈折率 (40℃)	1.458~1.461であること。
上昇融,	え 24℃以下であること。
けん化化	□ 194~202であること。
よう素(五 56∼72であること。
不けん化物	勿 1.0%以下であること。
酸	5 0.20以下であること。
過酸化物值	5.0以下であること。
原 食品添加物	パーム油以外のものを使用していないこと。
材以外の原材	才
料料	
食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
内容重量	表示重量に適合していること。

(食用パームステアリンの規格)

第16条 食用パームステアリンの規格は、次のとおりとする。

		•	ムステアリンの規格は、次のとおりとする。			
≥	<u> </u>	分	基			
묘	→ }	股 状 態	60℃において清澄で、香味良好であること。			
質	水分	分及びき	0.10%以下であること。			
	よう	雑物				
	比重	Ī	0.881~0.890であること。			
	$\left[\left(\frac{60}{25} \circ \right) \right]$					
	屈抄	f率(60	1.447~1.452であること。			
	$^{\circ}$ C)					
	上	昇融 点	44℃以上であること。			
	けん	ん化価	193~205であること。			
	ょ	う素価	48以下であること。			
	不に	けん化物	0.9%以下であること。			
	酸	価	0.20以下であること。			
	過輕	俊化物価	3.0以下であること。			
	原	食品添	パーム油以外のものを使用していないこと。			
	材	加物以				
	料	外の原				
		材料				
		食品添	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。			
		加物	1 酸化防止剤			
			$d-\gamma-$ トコフェロール、 $d-\delta-$ トコフェロール及びミックストコフェ			
			ロール			

		1	1 1	1 1	1 o 201/2/5-#ril
					2 消泡剤
					シリコーン樹脂
_	内容重量	(略)			表示重量に適合していること。
	表示事項	1 次の事項を表示してあること。			1 次の事項を <u>一括して</u> 表示してあること。
示		(1) (略)	示	項	(1) 名称
		(2) (略)			(2) 原材料名
		(3) (略)			(3) 内容量
		(4) (略)			(4) 賞味期限
		(5) (略)			(5) 保存方法
		(6) (略)			(6) 製造業者又は販売業者(輸入品にあっては、輸入業者)の氏名又は名称
					及び住所
		2 輸入品にあっては、1に規定するもののほか、原産国名を表示してあるこ			2 輸入品にあっては、1に規定するもののほか、原産国名を一括して表示し
		Ł。			てあること。
	表示の方法	1 表示事項の項の1の(1)から(5)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法		表示の方法	1 一括表示事項の項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定す
		により行われていること。			る方法により行われていること。
		(1) (略)			(1) 名称
					「食用パームステアリン」と記載すること。
		(2) (略)			(2) 原材料名
					使用した原材料を、次のア及びイに規定するところにより、原材料に占し
					める重量の割合の多いものから順に記載すること。
					ア 原料油脂は、「食用パーム油」と記載すること。
					イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品
					衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第21条第1項第1号ホ及び
					第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。
		(3) (略)			(3) 内容量
					内容重量を、グラム、キログラム又はトンの単位で、単位を明記して記
					載すること。
		(4) 賞味期限			(4) 賞味期限
		賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待されるす			賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待されるす
		べての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をい			べての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をい
		う。ただし、当該期限を超えた場合であつても、これらの品質が保持され			う。ただし、当該期限を超えた場合であつても、これらの品質が保持され
		ていることがあるものとする。以下同じ。)を、次に定めるところにより			ていることがあるものとする。以下同じ。)を、次に定めるところにより
		記載すること。			記載すること。
		ア 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例の			ア製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例の
		いずれかにより記載すること。			いずれかにより記載すること。
		(7) (略)			(7) 平成15年3月1日
		(4) (略)			(f) 15. 3. 1
		(ウ) (略)			(†) 2003. 3. 1
		(工) (略)			(r) 03. 3. 1
		(#) 150301			(-) (0. 0. 1
ı	ı l	<u>VI</u> / <u>100001</u>	1 1	J	

ア 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次に定 めるところにより記載すること。 (ア) 次の例のいずれかにより記載すること。 a (略) b (略) c (略) d (略) <u>e</u> <u>15</u>03 f 0303 (4) (7)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することがで きる。 (5) (略) 2 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に定めるところにより、容器若 しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。 (1) 表示は、別記様式により行うこと。ただし、表示事項を別記様式によ る表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りで ない。 (2) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。 (3) 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 8 ポイン トの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。 表示禁止事 次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 項 1 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 2 (略)

(食用パーム核油の規格)

第17条 食用パーム核油のうち精製パーム核油の規格は、次のとおりとする。

14 20/14	D.110 . 2 2 1112	Dilling a Mailland of A	
区 分	1	Į.	準
一般状態	(略)		
色	(略)		
水分及びき	(略)		
よう雑物			
比重	(略)		
$\left(\begin{array}{c} 40 \\ - \\ 25 \end{array}\right)$			
屈折率(40 ℃)	(略)		
	区 分 一般状態 色 水分及びきよう雑物 比重 40 ℃ 25 屈折率 (40	区 分 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	 五 分 基 一般状態 (略) 色 (略) 水分及びき (略) よう雑物 比重 (略) 【40

イ 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次に定めるところにより記載すること。
(ア) 次の例のいずれかにより記載すること。
a 平成15年 3 月
b 15. 3
c 2003. 3
d 03. 3
(イ) (ア)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することがで
きる。
(5) 保存方法
製品の特性に従つて、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常
温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあ
つては、常温で保存する旨を省略することができる。
2 一括表示事項の項に規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しく
は包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。

表示禁止事 次に掲げる事項は、これを表示していないこと。

- 1 一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語
- 2 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

(食用パーム核油の規格)

引7多	条 食用バーム核油のうち精製バーム核油の規格は、次のとおりとする。						
≥	分	基	準				
ᆱ	一般状態	40℃において清澄で、香味良好であること。					
質	色	特有の色であること。					
	水分及びき	0.10%以下であること。					
	よう雑物						
	比重	0.900~0.913であること。					
	$\left(\frac{40}{-}\text{°C}\right)$						
	屈折率(40	1.449~1.452であること。					
	$^{\circ}$ C)						

	上:	昇融 点	(略)
	酸	価	(略)
	け.	ん化価	<u>230</u> ~254であること。
	ょ	う素価	(略)
	不同	けん化物	(略)
	原	食品添	(略)
	材	加物以	
	料	外の原	
		材料	
		食品添	(略)
		加物	
	内:	容重量	(略)
表		示	(略)

(食用やし油の規格)

第18条 (略)

	上	昇融 点	24℃~30℃であること。
	酸価		0.20以下であること。
	け	ん化価	<u>240</u> ~254であること。
	ょ	う素価	14~22であること。
	不じ	けん化物	1.0%以下であること。
	原	食品添	パーム核油以外のものを使用していないこと。
	材	加物以	
	料	外の原	
		材料	
		食品添	前条の規格の食品添加物と同じ。
		加物	
	内:	容重量	表示重量に適合していること。
表		示	前条の規格の表示と同じ。ただし、同規格の表示方法の(1)及び(2)にかかわら
			ず、名称及び原料油脂の表示については、次に規定する方法により行われてい
			ること。
			「食用パーム核油」と記載すること。

(食用やし油の規格)

第18条 食用やし油のうち精製やし油の規格は、次のとおりとする。

月18月	3条 食用やし油のうち精製やし油の規格は、次のとおりとする。						
⊵	ζ.	分	基	準			
品	一般状態		40℃において清澄で、香味良好であること。				
質		色	特有の色であること。				
	水分	分及びき	0.10%以下であること。				
	よう	i 雑物					
	比重	Ē	0.909~0.917であること。				
		40					
		— °C					
	(25					
		「率(40	1.448~1.450であること。				
	C)						
	上:	昇融点	20℃~28℃であること。				
	酸	価	0.20以下であること。				
	けん	ん化価	248~264であること。				
	ょ	う素価	7~11であること。				
	不同	けん化物	1.0%以下であること。				
	原 食品添		やし油以外のものを使用していないこと。				
	材	加物以					
	料	外の原					
		材料					
		食品添	第16条の規格の食品添加物と同じ。				
		加物					

(食用調合油の規格)

第19条 (略)

	内容重量	表示重量に適合していること。
表	示	
		わらず、名称及び原料油脂の表示については、次に規定する方法により行われ
		ていること。
		「食用やし油」と記載すること。

(食用調合油の規格)

第19条 食用調合油の規格は、次のとおりとする。

区分		y-te-thul arm ∧ ∖.L.	<u>'</u>			
6m 15 25	調合油	精製調合油	調合サラダ油			
一般状態	1 食用パーム油、食用	1 食用パーム油、食用	清澄で、舌ざわりよく、			
	パームオレイン又は食	パームオレイン又は食	香味良好であること。			
	用やし油を調合したも					
	のにあつては、40℃に					
	おいておおむね清澄で	おいて清澄で、香味良				
	、香味良好であること。	好であること。				
	2 その他のものにあつ	2 その他のものにあつ				
	ては、おおむね清澄で	ては、清澄で、香味良				
	、香味良好であること。	好であること。				
色	良好であること。	同左	黄35以下、赤3.5以下で			
			あること。(ロビボンド			
			法133.4mmセル)			
水分及びきよう	0.20%以下であること。	0.10%以下であること。	同左			
雑物						
冷却試験	_	_	5時間30分清澄であるこ			
			と。			
酸価	0.50以下(食用ごま油を	0.20以下であること。	0.15以下(食用オリーブ			
	調合したものにあつては		油を調合したものにあつ			
	、2.0以下) であること。		ては、0.40以下)である			
			こと。			
不けん化物	1.5%以下(食用ごま油	1.5%以下(食用こめ油	同左			
	を調合したものにあつて	を調合したものにあつて				
	は2.0%以下、食用こめ	は、3.0%以下)である				
	油を調合したものにあつ	こと。				
	ては3.0%以下、食用ご					
	ま油及び食用こめ油を調					
合したものにあつては3.						
	5%以下) であること。					
原 食品添加物	食用植物油以外のものを値	吏用していないこと。				
材 以外の原材						
料料						
	•					

(香味食用油の規格)

第20条 (略)

(測定方法)

第21条 第3条から第20条までの規格における一般状態、色、水分及びきよう雑物、比重、屈折率、 上昇融点、冷却試験、酸価、けん化価、よう素価、不けん化物、脂肪酸に占めるオレイン酸の割合 並びに過酸化物価の測定方法は、次のとおりとする。

- AL- C	_ 业のに適酸化物価の測定方法は、次のとおりとする。							
Ē	事 項		測	定	方	法		
1	一般状態	(略)						
2	色	(略)						
J								

	食品	品添力	1物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
内	容	重	畾	表示重量に適合していること。

(香味食用油の規格)

第20条 香味食用油の規格は、次のとおりとする。

 区 分 基 準 一般状態 香味良好であること。 水 分 0.20%以下であること。 酸 価 2.0以下であること。 不けん化物 5.0%以下であること。 原食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 材以外の原材 1 食用植物油脂 2 香味原料 香辛料及び調味料 香辛料及び調味料	第20多	320条 香味食用油の規格は、次のとおりとする。							
水 分 0.20%以下であること。 酸 価 2.0以下であること。 不 け ん 化 物 5.0%以下であること。 原 食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 材 以外の原材 1 食用植物油脂 2 香味原料 香辛料及び調味料 食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 乳化剤		区 分	基	準					
 酸 価 2.0以下であること。 不 けん 化 物 5.0%以下であること。 原 食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 材 以外の原材 1 食用植物油脂 2 香味原料 香辛料及び調味料 食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 乳化剤 酵素処理レシチン、酵素分解レシチン、植物レシチン、分別レシチン、卵 黄レシチン、グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル及びプロピレングリコール脂肪酸エステルのうち3種以下 2 酸化防止剤 d-γ-トコフェロール、d-δ-トコフェロール及びミックストコフェロール 3 香辛料抽出物 	_	般状態	香味良好であること。						
 不 けん 化物 5.0%以下であること。 原 食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 材 以外の原材 1 食用植物油脂 2 香味原料 香辛料及び調味料 食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 乳化剤 酵素処理レシチン、酵素分解レシチン、植物レシチン、分別レシチン、質 黄レシチン、グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル及びプロピレングリコール脂肪酸エステルのうち3種以 1 2 酸化防止剤 d-γ-トコフェロール、d-δ-トコフェロール及びミックストコフェロール 3 香辛料抽出物 	水	分	0.20%以下であること。						
原 食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 材 以外の原材 1 食用植物油脂 料 2 香味原料 香辛料及び調味料 食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 乳化剤 酵素処理レシチン、酵素分解レシチン、植物レシチン、分別レシチン、質 黄レシチン、グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル及びプロピレングリコール脂肪酸エステルのうち3種以下2 酸化防止剤 2 酸化防止剤 dーγートコフェロール、dーδートコフェロール及びミックストコフェロール 3 香辛料抽出物	酸	価	2.0以下であること。						
材	不	けん化物	5.0%以下であること。						
料 2 香味原料 香辛料及び調味料 食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 乳化剤 酵素処理レシチン、酵素分解レシチン、植物レシチン、分別レシチン、身黄レシチン、グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル及びプロピレングリコール脂肪酸エステルのうち3種以下2 酸化防止剤 2 酸化防止剤 d-γ-トコフェロール、d-δ-トコフェロール及びミックストコフェロール 3 香辛料抽出物	原	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこ	- ك ·					
香辛料及び調味料	材	以外の原材	1 食用植物油脂						
 食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 乳化剤 酵素処理レシチン、酵素分解レシチン、植物レシチン、分別レシチン、	料	料	2 香味原料						
 1 乳化剤 酵素処理レシチン、酵素分解レシチン、植物レシチン、分別レシチン、勇 黄レシチン、グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル及びプロピレングリコール脂肪酸エステルのうち3種以72 酸化防止剤 			香辛料及び調味料						
酵素処理レシチン、酵素分解レシチン、植物レシチン、分別レシチン、身 黄レシチン、グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル及びプロピレングリコール脂肪酸エステルのうち3種以72 酸化防止剤		食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこ	- Ł。					
黄レシチン、グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル及びプロピレングリコール脂肪酸エステルのうち3種以72 酸化防止剤			1 乳化剤						
ン脂肪酸エステル及びプロピレングリコール脂肪酸エステルのうち3種以72 酸化防止剤			酵素処理レシチン、酵素分解レシチン、株	直物レシチン、分別レシチン、卵					
 2 酸化防止剤			黄レシチン、グリセリン脂肪酸エステル、ミ	ンョ糖脂肪酸エステル、ソルビタ					
$d-\gamma-$ トコフェロール、 $d-\delta-$ トコフェロール及びミックストコフェロール 3 香辛料抽出物			ン脂肪酸エステル及びプロピレングリコー/	レ脂肪酸エステルのうち 3 種以下					
ロール 3 香辛料抽出物			2 酸化防止剤						
3 香辛料抽出物			$d-\gamma$ ートコフェロール、 $d-\delta$ ートコフ	フェロール及びミックストコフェ					
			ロール						
			3 香辛料抽出物						
4 香料			4 香料						
内 容 重 量 表示重量に適合していること。	内	容 重 量	表示重量に適合していること。						

(測定方法)

第21条 第3条から第20条までの規格における一般状態、色、水分及びきよう雑物、比重、屈折率、 上昇融点、冷却試験、酸価、けん化価、よう素価、不けん化物、脂肪酸に占めるオレイン酸の割合 並びに過酸化物価の測定方法は、次のとおりとする。

		山の例だが伝は、次のこれがこりる。
1	事 項	測 定 方 法
1	一般状態	試料(固体を含む試料又は固体試料は、推定融点より数度高い温度まで加温
		して融解する。)を内径16mmの試験管にとり、常温(15~25℃)に1時間以上
		放置した後、異臭があるかどうか又は清澄であるかどうかを調べる。濁りを認
		めたときには、試験管を規格で定める温度に保った水の中に10分間浸して温た
		めた後、清澄であるかどうかを調べる。
2	色	B. D. H型ロビボンド比色計を使用し、規格に定められた寸法のセルで測定
		した場合の試料の色をこれと同等の標準色ガラスの数値をもって表示する。標
		準色ガラスの枚数は、最少数とし、試料の明度が高過ぎる場合には、試料の方
		に適当に中性色を加え、同一明度として測定する。測定温度は25±5℃(食用
		パーム核油及び食用やし油の場合には32.5±2.5℃、食用パーム油の場合には5
		2.5±2.5℃) とする。

ー法を、0.20%を超える場合には蒸留法を用いる。	ー法を、0.20%を超える場合には蒸留法を用いる。
(1) (略)	(1) カールフィッシヤー法(電位差滴定法)
	試料を含水量が0.1g以下になるように滴定フラスコに正しくはかり
	、四塩化炭素、標準メチルアルコールをそれぞれ正しく20m1加え、滴定:
	にとり付ける。かき混ぜ機を回転し、マジックアイ装置のスイッチを入
	絞りを調製し完全に閉止の状態にする。次に、カールフィッシヤー試薬
	定する。終点近くになると、カールフィッシャー試薬と水との反応が瞬
	に行われず、数秒間マジックアイの絞りが開放するようになる。この状
	約30~40秒間続いた後閉じた場合を終点とする。
	この終点において、メチルアルコール層は、淡黄色からわずかにかっ
	変色している。
	逆滴定の場合は、終点よりも過剰にカールフィッシヤー試薬を滴下す
	この場合、メチルアルコール層は、完全に茶かっ色となり、マジックア
	絞りは、完全に開放の状態になる。この状態において、標準メチルアル
	ル溶液を徐々に滴下してゆき、最後の一滴でマジックアイが完全に閉じ
	をもって終点とする。同時に空試験を行い、次式によって水分の百分率
	出する。
	(イ) 直接滴定の場合
	$(A-B) \times F \times 0.1$
	水分 (%) =
	E
	A:本試験のカールフィッシヤー試薬使用量(ml)
	B:空試験のカールフィッシヤー試薬使用量(ml)
	E:試料 (g)
	F:カールフィッシヤー試薬のファクター
	(ロ) 逆滴定の場合
	$\{ \{ (A \times F_1) - (C \times F_2) \}$
	$- (B \times F_1) - (D \times F_2) \}) \times 0.1$
	水分 (%) =
	Е
	A:本試験のカールフィッシヤー試薬使用量(ml)
	B:空試験のカールフィッシヤー試薬使用量 (ml)
	C:本試験のメチルアルコール使用量 (ml)
	D:空試験のメチルアルコール使用量 (ml)
	E: 試料 (g)
	F 1: カールフィッシヤー試薬のファクター
	F2:標準メチルアルコールの水当量
(2) 蒸留法	(2) 蒸留法
下表に示すように推定水分含量に応じて試料及びキシレン(<u>JISK8271</u>	下表に示すように推定水分含量に応じて試料及びキシレン(<u>JISK</u>

一級)を蒸留フラスコにはかりとり、混合した後、沸石を加えて装置を組み | | 、次に、冷却器の上端より検水管に蒸留フラスコの方へあふれるまでキシレ ンを流し込む。冷却器の上端には軽く綿でせんをする。フラスコを加熱し1 分間約100滴の速度で蒸留し、大部分の水分が留出した後は、1分間約200滴 とする。検水管に留出した水量が30分間一定となったとき加熱を止め、冷却 器及び検水管の内側に付着する水滴を冷却管の上端から差し込んだ後、せん 状針金で落とし、約5mlのキシレンで洗い流す。15分間以上放置してキシレ ン層が透明になった後、25℃において水量を読み、次式によって水分の百分 率を算出する。

水分(%) =
$$\frac{A}{B}$$
 ×99.7

A: 留出した水量 (ml)

B: 試料 (g)

推定水分含量(%)	試 料 (g)	キシレン量 (ml)
1 未満	200	200
$1\sim5$	100	100
5以上	留出水量が2~5mlに	100
	なるよう試料をはかり	
	とる。	

(注) 蒸留フラスコは、試料200gのときは1,000ml、100g以下のときは 500m1内容のものを用いる。

4 きよう雑物 (略)

71一級)を蒸留フラスコにはかりとり、混合した後、沸石を加えて装置を組 み、次に、冷却器の上端より検水管に蒸留フラスコの方へあふれるまでキシ レンを流し込む。冷却器の上端には軽く綿でせんをする。フラスコを加熱し 1分間約100滴の速度で蒸留し、大部分の水分が留出した後は、1分間約200 滴とする。検水管に留出した水量が30分間一定となったとき加熱を止め、冷 却器及び検水管の内側に付着する水滴を冷却管の上端から差し込んだ後、せ ん状針金で落とし、約5mlのキシレンで洗い流す。15分間以上放置してキシ レン層が透明になった後、25℃において水量を読み、次式によって水分の百 分率を算出する。

水分(%) =
$$\frac{A}{B}$$
 ×99.7

A: 留出した水量 (ml)

B:試料(g)

推定水分含量(%)	試 料(g)	キシレン量 (ml)
1未満	200	200
$1 \sim 5$	100	100
5以上	留出水量が2~5mlに	100
	なるよう試料をはかり	
	とる。	

(注) 蒸留フラスコは、試料200gのときは1,000ml、100g以下のときは 500m1内容のものを用いる。

4 きよう雑物 | 試料約20gを300m1のフラスコに0.1gの精度ではかりとり、石油エーテル (IISK8593一級) 200mlを加えて試料を溶解する。

> はかりびんを用いてあらかじめ乾燥し、恒量にした定量ろ紙(IISP3801 5種B) 又はガラスろ渦器(IISR3503ブフナーろ斗型3G3又はるつぼ型 1G3)でろ過した後、さらに、毎回石油エーテル約20mlを用いて数回洗浄し 、完全に抽出、洗浄する。残分のついたろ紙又はガラスろ過器は、はかりびん を用いて乾燥器中で105±1℃で30分間乾燥し、デシケーターに入れ30分間放 冷した後、重量をはかって残分の重量を求め、次式によってきよう雑物の百分 率を算出する。この場合、乾燥による重量変化が0.3mg以下になれば恒量とみ なす。

きよう雑物 (%) =
$$\frac{A}{B}$$
 × 100

A:残分の重量(g)

B:試料(g)

- (注) 1 食用こめ油の場合には温ベンゼン (IISK8858一級) を用いる。
 - 2 きよう雑物が特に少ないときは、試料約50gをはかりとり、500m 1の石油エーテルに溶解し、ろ別後毎回50m1の石油エーテルで数回

5	比 重	(略)
6	屈 折 率	(略)
7	上昇融点	(略)
8	冷却試験	(略)

			洗浄する。
5	比	重	容量25~50mlまでの比重びんの重量を正しくはかる。
			次に、一度煮沸して測定温度より2~5℃低い温度に冷却した蒸留水を比重
			びんに満たし、ふた又は温度計を差し込んで、水をあふれさせ、すり合わせ部
			も液で湿らす。恒温水そうに入れ、30分間放置し (0.1℃の目盛の付属温度計
			を使用する場合は、25±0.2℃になってから5分間放置し)、水の毛細管内の
			界面を標線に正しく合わせ、恒温水そうから取り出し、比重びんの外部を乾燥
			したガーゼでよくふいてかわかし、その重量を正しくはかり、両重量の差から
			水の重量を求める。
			次に、この比重びんを十分に乾燥し、これに試料を入れ、水の場合と同様に
			操作して重量を正しくはかり、25℃における試料の重量を求め、次式によって
			比重を算出する。
			(25) A
			比重 $\left(\frac{25}{25}\right) = \frac{A}{B}$
			20 2
			A:25℃における試料 (g)
			B:25℃における水 (g)
			固体を含む試料又は固体試料の場合には、融解温度以上の温度で試料を融解
			して比重びんに入れ、規格に定める温度に1時間以上保った後、重量を正しく
			はかり、次式によって比重を算出する。
			比重 $\left(\frac{t}{25}, \mathcal{C}\right) = \frac{A}{B}$
			A: 規格に定める温度 (t°C) における試料 (g)
			A .
6	屈 扌	折 率	この測定にはアッペ屈折計を用い、液体試料の場合には25℃に、固体を含む。
Ü	/ш т	/	試料又は固体試料の場合には規格に定められた温度にそれぞれ達するのを待っ
			て目盛を正しく数回読みとり、その平均値を屈折率とする。
7	上昇	融点	毛細管(内径 1 mm、外形 2 mm以下で長さ50~80mmの両端の開いているもの)
			の一端をとかした試料に浸けて約10mmの高さに試料を毛細管にみたす。これを
			10℃以下に24時間あるいは氷上に1時間放置した後、これを温度計(1/5℃
			目盛、長さ385~390mm、水銀球の長さ15~25mm)の下部にゴム輪又は適当な方
			法で密着させ、それらの下端をそろえる。この温度計を適当な大きさのビーカ
			一(内容600m1)に蒸留水をみたした中に浸し、温度計の下端を水面下約30mm
			の深さにおく。このビーカーの水を適当な方法でかき混ぜながら、最初は1分
			間に 2 \circ でずつ、融点の 10 \circ で下に達した後には、 1 分間に 0.5 \circ でずつ上昇するよ
			うに加熱し、試料が毛細管中で上昇し始める温度を上昇融点とする。
8	冷却	試験	試料を120~130℃に5分間ビーカー中で加熱した後、約25℃に放冷する。次
			に、これをすり合わせ良好な共せん付き試料びん(容量100~120ml、直径約50
			mm) に8~9割まで入れてせんをし、セロハンでせん及び口部をおおい、糸又

9 酸 価 (略) 10 けん化価 (略)

┃はゴム輪で固く絞める。次に、水そう又は広口魔法びん(容量2~3L)に収 め、細かく砕いた氷を試料びんをおおうまで入れ、同時にほぼ0℃に近く冷し た水を加えて氷水とした状態で試料びんを0℃に保ち、規格に定める時間放置 して清澄であるかどうかを調べる。

9 酸 価 │ 試料(固体を含む試料又は固体試料は、加温して融解する。)をその推定酸 価に対応する下表の採取量に準じて三角フラスコに正しくはかりとり、これに 溶剤50~100ml及び所定の指示薬を数滴加え、試料を完全に溶かす。

酸価	試 料	ひよう量精度
$0 \sim 5$	20 g	
5 ∼15	10	$\geq \pm 0.05 \text{g}$
15~30	5]
30~100	2. 5	\ ±0.001 g
100以上	1.0	5

これを0.1mol/L水酸化カリウムエチルアルコール標準液で滴定し、指示薬 の変色が30秒間続いたときを中和点として、次式によって酸価を算出する。

指示薬は、一般にはフェノールフタレインを用い、食用こめ油及び食用とう もろこし油ではアルカリブルー6Bを用いる。

$$5.611 \times A \times F$$

酸価= -----

A:0.1mol/L水酸化カリウムエチルアルコール標準液の使用量(ml)

F:0.1mol/L水酸化カリウムエチルアルコール標準液のファクター

B:試料(g)

(注) 測定には100~300ml三角フラスコを用い、溶剤は、エチルアルコール (IISK8102一級) 1 容量にエチルエーテル (IISK8103一級) 1 ~2容量を混合し、滴定用と同じ指示薬を用い、うすいアルカリ液で使 用直前に中和した混合溶剤を用いる。エチルアルコールのかわりにイソ プロピルアルコール (JISK8839一級)を用いてもよい。

10 けん化価

試料1.5~2.0gを200~300mlの硬質ガラス製けん化用フラスコ(IISR35 03硬質一級)に正しくはかりとり、これに0.5mol/L水酸化カリウムエチルア ルコール溶液25mlを正しく加える。次に、フラスコに冷却器をつけ、ときどき 振り混ぜながら、還流するエチルアルコールの環が冷却器の上端に達しないよ うに加熱温度を調節して穏やかに加熱反応させる。フラスコの内容物を30分間 沸とうさせた後、直ちに冷却し、内容物が寒天状に固まらないうちに冷却器を はずして、フェノールフタレイン指示薬を数滴加え、0.5mol/L塩酸標準液で 適定する。なお、本試験と並行して空試験を行い、次式によってけん化価を算 出する。

11 よう素価 (略)

A:空試験の0.5mol/L塩酸標準液使用量 (ml)

B:本試験の0.5mol/L塩酸標準液使用量(ml)

C:試料(g)

F:0.5mol/L塩酸標準液のファクター

- (注) 1 0.5mol/L水酸化カリウムエチルアルコール溶液は、水酸化カリ ウム (JISK8574特級) 35gをできるだけ少量の水に溶解し、こ れに95V/V%エチルアルコール (IISK8102一級) を加えて1 ℓとし、よく振り混ぜた後、炭酸ガスをさえぎり、2~3日間放置 し、上澄液をとるか又はろ過して耐アルカリ性のびんに保存したも のとする。
 - 2 冷却器は、IIS硬質一級ガラスを用いて製作した外径0.6~0.8 cm、長さ100cm程度の薄肉のガラス管よりなる空気冷却器又は還流 冷却器で、けん化用フラスコの口にすり合わせ接続のできるものを 使用する。

11 よう素価

試料を共せん付フラスコにその推定よう素価に対応する下表の採取量に準じ て正しくはかりとり、これにシクロヘキサン(IISK8464特級)10m1を加 えて試料を溶解し、ウィイス液25m1を正しく加え振り混ぜる。せんをした後、 ときどき振り混ぜながら下表に示す時間常温($15\sim25$ $^{\circ}$ $^{\circ}$) で暗所に置く。次に 、10W/V%よう化カリウム溶液20m1及び水100m1を加え振り混ぜる。0.1mo1 /L チオ硫酸ナトリウム標準溶液で滴定し、溶液が微黄色になったときは、で ん粉溶液を数滴加え、よく振り混ぜながら滴定を続け、でん粉による青色が消 失するときを終点とする。別に本試験と並行して空試験を行い、次式によって よう素価を算出する。

推定よ	3	3	10	30	50	100	150	200
う素価	未	~	~	~	\sim	~	~	以上
	満	10	30	50	100	150	200	
試料	5	3.0	2.5	0.60	0.30	0. 20	0. 15	0.12
(g)	\sim							
	3	2.5	0.6	0.40	0.20	0.12	0.10	0.10
作用								
時間	30	30	30	30	30	60	60	60
(分)								

 $(A-B) \times F \times 1.269$

よう素価= ----

A:空試験の0.1mol/Lチオ硫酸ナトリウム標準液使用量 (ml)

B:本試験の0.1mol/Lチオ硫酸ナトリウム標準液使用量 (ml)

F: 0.1mol/Lチオ硫酸ナトリウム標準液のファクター

C:試料(g)

(注) 1 シクロヘキサンは新しいものを使用する。試料がシクロヘキサンに

12 不けん化物 (略)

溶けにくいときは、シクロヘキサンの量を適宜増してもよいが、量が多くなるとよう素価は低い値となる傾向があるので、できるだけ少ない量を使用する。溶剤量を変えて測定する場合は、空試験も変えた同じ量で行う。試料は、溶剤に溶解すると空気や日光の影響を受けやすいので、なるべくすみやかに、又は加温して溶解した場合には冷却した後、ウィイス液を加える。

- 2 滴定の際、淡黄色になってからでん粉溶液を加えないと変色が不明確となり、誤差の原因となる。終点の近くでは、一滴ごとに充分強く振り混ぜて、よう素をシクロヘキサンから水溶液へ移行させて滴定する。
- 3 よう素価が不明の試料については、ウィイス液のハロゲンの消費量が50%以上のときには試料を減ずる。
- 12 不けん化物

試料約5gを200~300m1の耐アルカリ性のけん化用フラスコに正しくはかりとり、 $1 \, \mathrm{mol} / \mathrm{L} \, \mathrm{x}$ 酸化カリウムエチルアルコール溶液(水酸化カリウム $\mathrm{J} \, \mathrm{I} \, \mathrm{S} \, \mathrm{K}$ 8574特級、エチルアルコール $\mathrm{J} \, \mathrm{I} \, \mathrm{S} \, \mathrm{K}$ 8102特級)50mlを加え、冷却器を付して水浴、砂浴又は熱板上でときどき振り混ぜながら加熱し、穏やかに $\mathrm{I} \, \mathrm{th} \, \mathrm$

次に、エチルエーテル(JISK8103特級)100mlをけん化用フラスコを洗いながら分液ろ斗に加え、分液ろ斗に密せんをして1分間激しく振り混ぜた後、明らかに2層に分かれるまで静置する。分かれた下層を第2の分液ろ斗に移し、これにエチルエーテル50mlを加え、第1の分液ろ斗と同様に振り混ぜた後静置し、2層に分かれたときには、下層は、第3の分液ろ斗に移し、同様にエチルエーテル50mlで抽出を行う。

第2、第3の分液ろ斗中のエチルエーテル層は、各分液ろ斗を少量のエチルエーテルで洗浄しながら第1の分液ろ斗に移し、これに水30mlを加えて振り混ぜた後、静置して2層に分け、下層を除く。さらに毎回水30mlと振り混ぜては静置、分別を繰り返して、分別した水がフェノールフタレイン指示薬で着色しなくなるまで洗浄する。洗浄したエチルエーテル抽出液は、必要に応じて硫酸ナトリウム(無水、JISK8987特級)で脱水処理した後、乾燥したろ紙でろ過して500ml程度の蒸留フラスコに移し、さらに、抽出液の容器、ろ紙などをすべて少量のエチルエーテルで洗浄して、これも蒸留フラスコに加える。蒸留フラスコのエチルエーテルを蒸留除去してその液量が50ml程度となったときには、冷却し、少量のエチルエーテルでフラスコを洗いながら濃縮されたエチルエーテル抽出液をあらかじめ正しく重量をはかった100ml丸底フラスコに移す

丸底フラスコのエチエルエーテルをほとんど蒸留除去し、次に、アセトン (JISK8034特級) 3 mlを加えて同様にその大部分を蒸留除去した後、軽い減 圧下 (27kPa程度) で70~80℃に30分間加熱してから丸底フラスコをデシケー

13 脂肪酸に占 めるオレイン 酸の割合

13 脂肪酸に占 1 脂肪酸メチルエステルの調製

試料<u>約0.2gを50ml容すり合わせ式フラスコに量りとり</u>、0.5mol/L水酸化ナトリウム・メタノール溶液4mlを加え、冷却器を付けて試料が均一に溶解するまで水浴上又は電気式ヒーターで加熱する。

次に、冷却器の上端から三フッ化ホウ素・メタノール試薬5mlを加えて2分間沸騰させた後、冷却器の上端からnーヘキサン5mlを加え、さらに1分間沸騰させる。加熱を止めてフラスコを冷却器からはずし、ヘキサン溶液がフラスコの首に達するまで塩化ナトリウム飽和水溶液を加える。

次に、上層のヘキサン溶液<u>約2ml</u>を共せん試験管に移し、これに少量の無水硫酸ナトリウムを<u>加え、ときどき振り混ぜながら30分間以上静置して脱水</u>し、透明になった溶液を試験溶液とする。

- 2 ガスクロマトグラフィーの条件
- (1) ガスクロマトグラフ

<u>JISK0114 (2000)</u> に規定する水素炎イオン化検出器付きのもので、 キャピラリーカラムが使用でき、かつ、昇温分析が可能なもの

(2) カラム

ター中に移し、30分間放置冷却する。丸底フラスコの重量を正しくはかり抽出 物の重量を求めておく。

丸底フラスコにエチルエーテル 2 mlと中性エチルアルコール (JISK8102特級) 10mlとを加えてよく振り混ぜ抽出物を溶解した後、フェノールフタレイン指示薬を用い、0.1mol/L水酸化カリウムエチルアルコール標準液で混入している脂肪酸を滴定し、指示薬の微紅色が30秒間続いたときを終点とし、次式によって不けん化物を算出する。

不けん化物 (%) =
$$\frac{A-B}{C}$$
 × 100

A:抽出物(g)

B:混入する脂肪酸(g)

C:試料(g)

なお、混入している脂肪酸(オレイン酸、g)の算出は、次のとおりとする

- B (g) = $\{0.1 \text{mol}/L$ 水酸化カリウムエチルアルコール標準液の使用量 $(\text{ml}) \times 0.1 \text{mol}/L$ 水酸化カリウムエチルアルコール標準液のファクター $\} \times 0.0282$
- (注) 1 冷却管は、けん化価測定に用いるものと同一のものとする。
 - 2 混入している脂肪酸は、一般にオレイン酸と仮定する。ただし、食用やし油、食用パーム核油ではラウリン酸(0.0200)、食用パーム油ではパルミチン酸(0.0256)、食用なたね油ではエルカ酸(0.0338)とそれぞれ仮定する。この場合には、0.0282(オレイン酸)の代わりに各脂肪酸に該当する重量換算係数(かっこ内の数値)を用い、かつ、不けん化物の数値に混入脂肪酸名を併記する。
- 3 脂肪酸に占めるオレイン酸の割合

13 脂肪酸に占 1 脂肪酸メチルエステルの調製

試料<u>約200mgを50ml丸底フラスコに量り取り</u>、0.5mol/L水酸化ナトリウム・メタノール溶液4mlを加え、冷却器を付けて試料が均一に溶解するまで水浴上で加熱する。

次に、冷却器の上端から三フッ化ホウ素・メタノール試薬 $5\,\mathrm{ml}\,\epsilon$ 加えて $2\,$ 分間沸騰させた後、冷却器の上端からn-ヘキサン $5\,\mathrm{ml}\,\epsilon$ 加え、さらに $1\,$ 分間沸騰させる。加熱を止めてフラスコを冷却器からはずし、ヘキサン溶液がフラスコの首に達するまで塩化ナトリウム飽和水溶液を加える。

次に、上層のヘキサン溶液約1mlを共せん試験管に移し、これに少量の無水硫酸ナトリウムを加えて脱水し、これを試験溶液とする。

- 2 ガスクロマトグラフィーの条件
- (1) 水素炎イオン化検出器付きガスクロマトグラフの場合
 - ア 分離管

内径 $2\sim4\,\text{mm}$ 、長さ $1\sim3\,\text{m}$ のステンレス又はガラス製のものであって、 $125\sim200\,\mu\,\text{m}$ のケイソウ土系担体に対して $5\sim20\%$ の割合でポリエ

内径約0.25mm、長さ約25~30mの金属、石英ガラス等の細管に50%シア ノプロピルメチルシリコン又はポリエチレングリコールを膜厚約0.25μm の厚さでコーティングしたもの又はこれと同等以上の分離能をもつもの

(3) <u>カラム温度</u>

140℃付近から毎分2.5~5.0℃の割合で240℃付近まで昇温する。

(4) キャリヤーガス

ヘリウムを用い、脂肪酸メチルエステル標準溶液の全てのピークの保持時間が5~30分の範囲内で、かつ、オレイン酸メチルのピークの保持時間が8~15分の範囲内となるよう流量を調整する。

(5) 注入方式

スプリット方式

3 脂肪酸に占めるオレイン酸の割合の測定

試験溶液をガスクロマトグラフに注入してクロマトグラムを得た後、下表の対象脂肪酸について記録された各成分のピーク面積を測定し、ピーク面積の総和に対するオレイン酸メチルとバクセン酸メチルのピーク面積<u>を合算したもの</u>の百分率をもって脂肪酸に占めるオレイン酸の割合とする。

目的のピークとベースラインを拡大し、ピークの高さがベースラインのノイズ幅の10倍以上のピークを用い、次式によって脂肪酸に占めるオレイン酸の割合を算出する。

(1) サフラワー油

脂肪酸に占めるオレイン酸の割合(%)

(Areatuay + Areasatv)

(Areaパルミチン+Areaステアリン+Areaオレイン+Areaパクセン+Areaリノール+
Area a - リノレン+Areaアラキジン+Areaエイコセン+Areaベヘニン+Areaリグノセリン)

(2) ひまわり油

脂肪酸に占めるオレイン酸の割合(%)

(Areaォレイン+Areaバクセン)

(Areaパルミチン+Areaエテアリン+Areaオレイン+Areaパクセン+Areaリノール+Areaアラキジン+Areaエイコセン+Areaベヘニン+Areaリグノセリン)

チレングリコールサクシネート、ポリジエチレングリコールサクシネート又はこれと同等以上の分離能をもつ液相を含浸させたものを充てんしたもの

イ 分離管温度

175∼185℃

ウ キャリヤーガス

<u>窒素を用い、ステアリン酸メチルが約15分後に流出するようにキャリ</u>ヤーガス流量を調節する。

(2) 熱伝導度型検出器付きガスクロマトグラフの場合

ア 分離管

内径 $2\sim 4\,\mathrm{mm}$ 、長さ $2\sim 4\,\mathrm{m}$ のステンレス又はガラス製のものであって、 $160\sim 200\,\mu\,\mathrm{m}$ のケイソウ土系担体に対して $15\sim 25\%$ の割合でポリエチレングリコールサクシネート、ポリジエチレングリコールサクシネート又はこれと同等以上の分離能をもつ液相を含浸させたものを充てんしたもの

<u>イ</u> 分離管温度

180∼200°C

ウ キャリヤーガス

<u>ヘリウムを用い、ステアリン酸メチルが約15分後に流出するようにキャリヤーガス流量を調節する。</u>

3 脂肪酸に占めるオレイン酸の割合の測定

試験溶液 $0.1\sim2~\mu1$ をガスクロマトグラフに注入してクロマトグラムを得た後、下表の<u>脂肪酸</u>について記録された各成分のピーク面積を測定し、ピーク面積の総和に対する<u>オレイン酸</u>のピーク面積の百分率をもって脂肪酸に占めるオレイン酸の割合とする。

Areaパルミチン:パルミチン酸メチルのピーク面積

Areaxテアリン:ステアリン酸メチルのピーク面積

Areaォレイン: オレイン酸メチルのピーク面積

Areaバクセン: バクセン酸メチルのピーク面積

Areaリノール: リノール酸メチルのピーク面積

 $Area_{\alpha-1}/\nu$: $\alpha-1/\nu$ と酸メチルのピーク面積

Areaァラキジン: アラキジン酸メチルのピーク面積

Areaエィコセン:エイコセン酸メチルのピーク面積

Areaベヘニン:ベヘニン酸メチルのピーク面積

Areaリグノセリン: リグノセリン酸メチルのピーク面積

$\frac{\text{Alternyy}}{\text{Constant}}$									
数 値 表 現	慣 用 名	対 象 脂	前 肪 酸						
		サフラワー油	ひまわり油						
<u>16: 0</u>	パルミチン酸	<u>O</u>	0						
<u>18: 0</u>	ステアリン酸	<u>O</u>	<u>O</u>						
<u>18:1(9)</u>	オレイン酸	<u>O</u>	<u>O</u>						
<u>18: 1 (11)</u>	バ ク セ ン 酸	<u>O</u>	<u>O</u>						
<u>18:2 (9,12)</u>	リノール酸	<u>O</u>	<u>O</u>						
<u>18:3 (9,12,15)</u>	α - リノレン酸	<u>O</u>	<u>=</u>						
<u>20: 0</u>	アラキジン酸	<u>O</u>	<u>O</u>						
<u>20: 1</u>	エイコセン酸	<u>O</u>	<u>O</u>						
<u>22: 0</u>	ベ ヘ ニ ン 酸	<u>O</u>	<u>O</u>						
<u>24: 0</u>	リグノセリン酸	<u>O</u>	<u>O</u>						

- (注) <u>1</u> 試験に用いる水は、蒸留法者しくはイオン交換法によって精製したもの又は逆浸透法、蒸留法、イオン交換法等を組み合わせた方法によって精製したもので、JISK8008 (1992) に規定するA2以上の品質を有するものとする。
 - 2 試験に用いる試薬及び試液は、日本工業規格の特級等の規格に適合するものとする。
 - 3 脂肪酸メチルエステル標準溶液は、パルミチン酸、ステアリン酸 <u>αーリノレン酸、アラキジン酸、エイコセン酸、ベヘニン酸、リ</u>グノセリン酸及びバクセン酸の各メチルエステルそれぞれ4~5 mg <u>オレイン酸メチルエステル50~70mg並びにリノール酸メチルエス</u>テル10~15 mgを量りとり、ヘキサン10mlを加えて溶解して調製する。
 - <u>4</u> 測定前に以下の事項を満たすようガスクロマトグラフの調整を行う。
 - (1) 保持時間安定性

脂肪酸メチルエステル標準溶液を3回測定したとき、オレイン酸メチルのピークの保持時間の最大値と最小値の差が、最大値の2%以下であること。

(2) 検出限界

	1	ナフラワー	<u>ひまわり油</u>							
	(M		()	イオロ	ンイッ	ク)_				
パ	ル	3 5	チン	酸	パ	ル	3	チ	ン	酸
ス	テ	ア	リン	酸	ス	テ	ア	IJ	ン	酸
オ	レ	イ	ン	酸	才	レ	/	1	ン	酸
IJ	1	_	ル	酸	IJ	1	_	_	ル	酸
IJ	1	V	ン	酸			_	_		
ア	ラ	+ :	ジ ン	酸	ア	ラ	キ	ジ	ン	酸
工	1	J -	セン	酸	エ	イ	コ	セ	ン	酸
ベ	^	11	ン	酸	ベ	^	j	=	ン	酸
工	ル	シ	ン	酸			-	_		
	•	_	•		IJ	グ) =	_ E !	J ン	酸

14 過酸化物価	アラキジン酸メチル、エイコセン酸メチル又はベヘニン酸メチルを約40μg/mlに調製した溶液を測定したとき、ピークの高さがベースラインのノイズ幅の10倍以上であること。 (3) ピーク分離 脂肪酸メチルエステル標準溶液を測定したとき、各脂肪酸メチルの隣接するピーク間の谷の高さが低い方のピークの高さの10%未満であること。ただし、オレイン酸メチルとバクセン酸メチルのピーク間を除く。 (略)
(略)	
別記様式	
名 原材料名 内 容 期限 保存 百 国 報 (限 1) (限 1) (限 2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	
[削る。] 1 (略) 2 (略)	

14 過酸化物価

試料約10gを共せん三角フラスコに正しく量り取り、これにイソオクタン・ 氷酢酸混液 (イソオクタン及び氷酢酸を2:3の容量の割合で混合したもの) 60m1以上を加えて均一に溶解する。

次に、フラスコ内の空気を窒素ガスで十分に置換し、新たに煮沸した水で作 成した飽和ヨウ化カリウム溶液1mlを加え、直ちに共せんをして1分間振り混 ぜた後、暗所に常温で5分間放置する。これに水60mlを加え、激しく振り混ぜ 、でん粉溶液を指示薬として、0.01mol/Lチオ硫酸ナトリウム標準液で滴定 する。

なお、本試験に先立って空試験を行い、でん粉溶液で青色にならないことを 確認した後、次式により過酸化物価を算出する。

過酸化物価
$$(\text{meq/kg}) = \frac{A \times F}{S} \times 10$$

S = 試料の採取量(g)

A=0.01mol/Lチオ硫酸ナトリウム標準液の使用量 (ml)

F = 0.01 mol / L チオ硫酸ナトリウム標準液の力価

(注) 一般状態、水分、きよう雑物以外の事項についての測定にあっては、試料が濁っている場合に 限りあらかじめ乾燥ろ紙でろ過すること。

別記様式

原材料名

内容量

賞味期限

保存方法

原産国名

製造者

- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- 2 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305 (1962) に規定する8ポイントの活字以上の大きさの 統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150cm以下のものにあつては、日 本工業規格Z8302(1962)に規定する6ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができる。
- 3 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」と記載することができる。
- 4 賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限の欄に記載箇所

<u>3</u> (略)

<u>4</u> (略)

<u>5</u> 輸入品にあつては、<u>4</u>にかかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること。

6 7 (略)

を表示すれば、他の箇所に記載することができる。この場合において、保存方法についても、この 様式の保存方法の欄に記載箇所を表示すれば、賞味期限の記載箇所に近接して記載することができ る。

- 5 保存方法の表示を省略するものにあつては、この様式中「保存方法」を省略すること。
- 6 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中「製造者」を「販売者」とすること。
- <u>7</u> 輸入品にあつては、<u>6</u>にかかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること。
- 8 輸入品以外のものにあつては、この様式中「原産国名」を省略すること。
- 9 この様式は、縦書きとすることができる。